# 東海大学付属熊本星翔高等学校同窓会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東海大学付属熊本星翔高等学校同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は本部及び事務局を母校同窓会室に置き、必要に応じて支部を置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、母校並びに東海学園の発展に寄与すること、社会公共のために貢献することを目的とする。

(活動)

- 第4条 本会の活動は次の通りとする。
  - 1. 会員名簿の作成及び管理
  - 2. ホームページの作成及び管理
  - 3. 母校並びに東海学園行事への協力
  - 4. その他第3条のために必要と認められた活動

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 東海大学第二高等学校・東海大学付属第二高等学校・東海大学付属熊本星翔高等 学校を卒業した者で、事務局へ入会届を提出し、入会金を納付した者。

(会員の義務)

- 第6条 本会会員の義務は次の通りとする。
  - 1. 会員は本会の目的及び活動達成の為に協力しなければならない
  - 2. 会員は氏名、住所等に変更があった場合には、事務局へ届けなければならない

第4章 役員

(役員)

- 第7条 本会に次の役員を置く。
  - 1. 会長 1名
  - 2. 副会長 若干名
  - 3. 広報委員長 若干名
  - 4. 事務局長 1名
  - 5. 事務局次長 若干名
  - 6. 会計 2名以内
  - 7. 幹事 20名以内
  - 8. 会計監査 2名以内
  - 9. 顧問

## (役員の役割)

- 第8条 本会役員の役割は次の通りとする。
  - 1. 会長は本会を代表し、会務を統括する
  - 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在時にはその職務を代行する
  - 3. 事務局長は本会実務を統括する
  - 4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長不在時にはその職務を代行する
  - 5. 会計は本会会計及び出納を統括する
  - 6. 幹事は本会活動の企画運営を行う
  - 7. 会計監査は本会会計及び出納の監査を行い、その結果を総会に報告する
  - 8. 顧問は本会の相談役として、会務への助言、提言等を行う

### (役員の選任)

- 第9条 本会役員の選任は次の通りとする。
  - 1. 会長及び会計監査は、役員会において選任する
  - 2. 他の役員は、会長が指名する
  - 3. 会長が必要と認めた場合、相談役として顧問を置くことが出来る
  - 4. 役員は総会において承認を得なければならない

# (役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

#### 第5章 会議

#### (会議の種類)

- 第11条 本会は次の会議を開催する。
  - 1. 総会
  - 2. 役員会

#### (会議の運営)

- 第12条 会議の運営は次の通りとする
  - 1. 会議の議長は出席会員の中から互選により選出する
  - 2. 会議の決議は出席会員の過半数によって決する\*可否同数の場合は議長が決する
  - 3. 本会の会則改正に関する決議については、総会出席者の 2/3 以上によって決する

#### (総会の開催)

第13条 本会は年に1回、定期総会を開催する。但し、会長が必要と認めた場合、臨時総会を開催できる

## (総会の決議事項)

- 第14条 総会は次の事項を審議する。
  - 1. 事業報告及び決算
  - 2. 事業計画案及び予算案
  - 3. 役員承認
  - 4. 会則改正
  - 5. 役員会が必要と認めた事項

# (役員会の開催)

第15条 役員会は会長が召集し、開催する。

### (役員会の決議事項)

- 第16条 役員会は次の事項を審議する。
  - 1. 会長、会計監査の選任
  - 2. 各種活動の企画運営案
  - 3. 事業報告及び決算
  - 4. 事業計画案及び予算案
  - 5. 会則改正
  - 6. 会長が必要と認めた事項

### 第6章 会計

### (資金)

- 第17条 本会の活動資金は次の通りとする。
  - 1. 入会金は10,000円とし、原則として卒業時徴収する
  - 2. 寄附金
  - 3. バザー等による益金
  - 4. その他の収入

#### (会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

# (決算及び会計監査)

第19条 会計は毎年、総会直前の役員会までに決算書を作成し、会計監査の監査を受け、 役員会の承認を得た上で、総会へ提出しなければならない。 (予算案)

第20条 会計は毎年、総会直前の役員会までに予算案を作成し、役員会の承認を得た上で、 総会へ提出しなければならない。

#### 第7章 委員会及び支部

(委員会の設置)

第21条 会長は本会の目的及び活動を円滑に実施するために必要に応じ、役員会の承認を得て、各種委員会を設置することが出来る。

(支部の設立)

第22条 会員は総会の承認を得て、地区及び職域の支部を設立することが出来る。

(支部の義務)

第23条 支部は支部会則、役員及び会員名簿を事務局へ提出しなければならない。

# 第8章 附則

(細則)

第24条 この会則の施行のために必要と認められた時は、役員会は別途細則を定めることが出来る。

- 1. 本会則は昭和43年1月2日よりこれを施行する
- 2. 本会則は昭和58年1月2日よりこれを改正施行する
- 3. 本会則は平成3年6月19日よりこれを改正施行する
- 4. 本会則は平成17年5月17日よりこれを改正施行する
- 5. 本会則は平成29年11月4日よりこれを改正施行する
- 6. 本会則は令和2年12月12日よりこれを改正施行する